

命 令 書

申 立 人 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム千葉

申 立 人 五十畑鋼管労働組合

被申立人 五十畑鋼管株式会社

上記当事者間の都労委平成 14 年不第 13 号事件について、当委員会は、平成 17 年 2 月 1 日第 1387 回公益委員会議において、会長公益委員藤田耕三、公益委員大辻正寛、同浜田脩、同大平恵吾、同北村忠彦、同小井土有治、同松尾正洋、同岩村正彦、同荒木尚志の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人五十畑鋼管株式会社は、同社取締役、営業本部長及び市川工場長らをして、申立人五十畑鋼管労働組合の組合員に対して、同組合から脱退するよう働きかけさせたり、申立人産業別労働組合ジェイ・エイ・エム千葉及び同五十畑鋼管労働組合を誹謗する文書を配付させるなどして、申立人組合らの組織及び運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書受領後 1 週間以内に、下記内容の文書を申立人組合らに交付するとともに、同一内容の文書を 55 センチメートル×80 センチメートル(新聞紙 2 頁大)の白紙に、楷書で明瞭に墨書して、市川工場、葛飾工場及び古河工場の従業員の見やすい場所に、10 日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

産業別労働組合ジェイ・エイ・エム千葉

執行委員長 X1 殿

五十畑鋼管労働組合

執行委員長 X2 殿

五十畑鋼管株式会社

代表取締役 Y1

当社が、Y2 取締役(当時)、Y3 専務取締役、Y4 常務取締役及び Y5 市川工場長の

言動により、貴組合員に貴組合を脱退するよう働きかけたり、貴組合を誹謗する文書を配付するなどしたことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注:年月日は文書を交付又は掲示した日を記載すること。)

- 3 被申立人会社は、第2項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

被申立人五十畑鋼管株式会社(以下「会社」という。)の市川工場の従業員らが、古河工場に配置転換され、遠距離通勤を強いられたことから、配置転換に関するルール作り等労働条件の改善を目的として、申立人五十畑鋼管労働組合(以下「組合」という。)を結成したところ、会社の役員、市川工場長らは、従業員に対し、組合加入について尋ねたり、組合に加入することの不利益を示唆するかのよう言動や文書配付を行った。本件は、これら会社の役員らの行為が組合の組織及び運営に対する支配介入に当たるか否かが争われた事案である。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 会社は、組合員に対して組合加入の有無・真意を尋ねたりして会社の組合に対する否定的態度を明らかにし、あるいは解雇等の不利益を示唆したりして組合からの脱退を慫慂することにより、組合の運営に支配介入しないこと。
- (2) 会社は、市川工場長をして組合の結成により市川工場が閉鎖されるなどの言動を行わせ、組合からの脱退を慫慂させて組合の運営に支配介入しないこと。
- (3) 会社は、組合書記長 X3 に対して、「まだ入って何年も経っていないお前に何がわかるのだ。」とか、「会社も会社なりに動いているんだから覚悟しているよ。」等と恫喝して、組合の運営に支配介入しないこと。
- (4) 会社は、組合を誹謗し組合役員に対する損害賠償の請求等の不利益に言及するなど組合を敵視する文書を従業員に配付して、組合の運営に支配介入しないこと。
- (5) 会社は、組合の大会に参加しないように組合員に働きかけるなどして、組合の運営に支配介入しないこと。
- (6) 陳謝文の手交・掲示

第2 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人会社は、鋼管の販売及び鋼管の切断、プレス、溶接等の加工を業とし、本社を肩書地に置き、葛飾工場(東京都葛飾区所在、以下「四つ木工場」ともいう。)、市川工場(千葉県市川市所在)及び古河工場(茨城県古河市所在)の三つの工場を有している。従業員数は、平成15年12月当時54名である。
- (2) 申立人産業別労働組合ジェイ・エイ・エム千葉(以下「JAM 千葉」という。)は、申立外産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(以下「JAM」という。)に加盟しており、JAMに加入する千葉地域の単位労働組合及び単位労働組合の支部で構成される組合である。組合員数は、本件申立時約11,000名である。
- (3) 申立人組合は、14年2月17日に会社に勤務する従業員により結成され、JAM及びJAM千葉に加盟している。組合結成時の組合員数は、約20名である。

2 組合結成に至るまでの経過

- (1) 平成13年8月、当時、市川工場に勤務していたX3(以下「X3」という。)ら、同工場切断部門に属する者を中心とした6名が古河工場へ配置転換を命じられた。X3らは市川市周辺に居住していたので、古河工場への通勤時間が電車で片道2時間から2時間半となったが、会社は、遠距離通勤に対する手当支給等の措置を講じなかった。そこでX3は、Y6古河工場長(以下「Y6工場長」という。)とともに会社に対して手当の支給やシャワー設備設置あるいは部屋の借上げを要求したが、シャワー設備以外は認められなかった。同年9月28日、X3は、10月3日付けで四つ木工場に配転を命じられたが、配転当日四つ木工場で負傷した。その後、X3は、四つ木工場で勤務することなく、市川工場に勤務していた。
- (2) X2(以下「X2」という。)は、13年11月22日に12月5日付けで、当時勤務していた市川工場から古河工場に転勤を命じられた。X2は赴任せず、転勤について何らかの考慮をしてほしいとY3取締役(以下「Y3取締役」という。同人は後に専務取締役となる。)に申し入れた。しかし、その回答を得られないまま、14年1月15日に同月19日付けで解雇する旨の通知を受けた。X2は、その解雇について、JAM等に相談して、会社と交渉したところ、会社は、上記解雇通知を撤回し、X2を同年2月、四つ木工場へ再配転した。
- (3) X2やX3は、同人らの配置転換を契機として、配転のルール等を会社と話し合うためには、労働組合が必要であると考え、その準備を始め、市川工場の従業員らが中心となって、14年2月17日に組合を結成するとともに、X2を執行委員長に、X3を書記長に選出した。また、組合は、結成とともにJAM及びJAM千葉に加盟した。

- (4) 2月18日、X2らはJAM千葉のX16副書記長とともに、会社へ赴き8名の組合の役員を記した組合結成通告書、団体交渉申入書、要求申入書等を手交した。会社は、主としてY7常務取締役やY3取締役らが対応した。

3 会社役員らによる組合結成等に関する言動

(1) Y2専務取締役の言動

① 組合員に対する言動

ア 組合結成通告のあった翌日の平成14年2月19日、Y2専務取締役(当時、以下「Y2取締役」といい、後に相談役と称されている。)は、市川工場において、組合執行委員X4(以下「X4」という。)と事務所で20分ぐらい話をし、どういう事情で組合に入ったのか、「おまえの本当の気持ちを聞かしてくれ。」等と尋ねた。X4は「組合に入らないと、のけものにされるといふか、五十畑鋼管で働けない。」「会社が組合に入らないと働けないと言っていると思った。それで署名した。」と答えた。Y2取締役が、「会社としては、一切そういうことを言ってませんよ。」と述べると、X4は「何だそうだったのか。」「会社を信用するよ。」と述べ、同取締役に組合を脱退する旨を表明した。

イ 19日夕刻、Y2取締役は、四つ木工場に赴いて、組合員X5(以下「X5」という。)、同X6(以下「X6」という。)の両名に対しては、「会社はどういう不満があるの。」とか、「どういう心境で組合に入ろうとしたのか。」と尋ねた。

Y2取締役は、他の従業員に対しても、個別に、どういう経緯で組合に入ったのか、組合に入っているかどうかも含めて、会社はどういう不満があるのかなどと尋ねた。

2月20日、X5、X6両名は、組合費が払えないことを理由として、口頭で組合からの脱退を表明した。

ウ 2月25日午後2時15分頃、Y2取締役は、市川工場の食堂で、61歳の組合員X7(以下「X7」という。)に対して、「就業規則に定年制がある。即退職だよ。」「組合に入る、入らないは自分で決断してくれ。」等と述べた。

エ 同日午後、Y2取締役は、組合員X8(以下「X8」という。)に対して、「お前も組合に入っているのか。自分の意思で組合に入ったのか。」等と尋ねた。また、Y2取締役は、組合財政部長X9に対して、「自分の意思で組合に入ったのか。」「早くて5月、遅くも年内で市川工場を閉鎖する。」等と述べた。さらに、午後5時30分頃には、組合副執行委員長X10(以下「X10」という。)に対して、「自分の意思で組合に入ったのか。回ってみて知らな

いでサインした人もいる。市川工場の閉鎖も考えている。」等と述べた。

② X3 書記長に対する言動

ア 2月19日午後1時40分頃、Y2取締役は、市川工場に赴き、X3を食堂に呼び出した。X3が、「組合の話ですか、それとも仕事の話ですか。」と尋ねたところ、組合の話だと言うので、X3は、第1回目の団体交渉も決まっていらないのに個別に組合の話をするのはまずいからしないと述べた。それに対してY2取締役は、「組合と会社とどっちを信頼しているんだ。」、「まだ入って何年もたっていないお前に何がわかるのだ。」と強い口調で述べた。

イ 2月26日、組合が当委員会に不当労働行為救済申立てを行う関係で、X3は、Y3取締役の連絡先電話番号を尋ねるために会社に連絡をした。電話を受けたY2取締役は、X3に対して、「仕事の話か、組合の話か、組合の話？おまえは組合のことを俺と話そうともしないくせに、ばかやろう、会社も会社なりに動いているんだから覚悟しているよ。」等と述べた。

(2) Y3 取締役の言動

① 2月26日、古河工場の応接室で、Y3取締役は、組合執行委員のX11、同会計監査X12兩名に対して、「自分の意思で理解して組合に入ったのか。」、「組合に入るのか、やめるのかよく考えるように。」と述べた。

② 5月31日、Y3取締役は、古河工場においてY6工場長(当時非公然の組合員であったが、その後組合を脱退した。)と話をしていたが、夏期一時金のことから、6月2日に行われる組合大会に話が及び、「Y6(Y6工場長)は6月2日の大会に行くのか。」、「おまえから皆に行かないように言ってこいよ。」と述べた。この当時、Y3取締役は、Y6工場長が組合員であることを知らなかった。

(3) Y5 市川工場長の言動

① 個々の組合員に対する言動

ア 2月19日午前10時頃、Y5市川工場長(以下「Y5工場長」という。)は、組合副執行委員長のX10に対して、「賞与は今まで借金をして出していたが、これからはなくなるかもしれない。人員削減も考えている。自分の意思で組合に入ったのか。」と尋ねた。また、Y5工場長は、組合執行委員のX7や組合員X13に対しても、組合に自分の意思で入ったのか等と尋ねた。

イ 2月20日午前8時15分頃、Y5工場長は、組合員X14を呼んで「組合に入っているのか。」と尋ねた。

ウ 2月26日午後3時30分頃、Y5工場長は、組合員X15に対して、組合に入ったのかどうか尋ねた。

② 朝礼における言動

2月20日、朝礼でY5工場長は、「みんなも知っているように組合ができた。」と話し始めたが、組合の話はまだしてくれるなというX3を制し、「なんで話をしちゃいけないんだ。じゃあみんなの生活の面倒をお前一人でみれるのか。」と発言し、X3がその場を離れた後、同工場長は、「自分に自信がなくなった。」「市川工場は5月頃に閉鎖したい。」「組合に入った者は名前を教えてください。」等と述べた。

(4) Y4取締役営業本部長の言動

2月26日午後5時頃、市川工場で、Y4取締役営業本部長(以下「Y4本部長」という。)は、次のような内容の文書を、組合に加入していないと会社の考えた従業員に対して配付した。

「2月18日(月)突然何の連絡もなく入社まもないX3、X2、両名が目つきの悪い知らない人を伴い本社に入ってきて恫喝する(脅かす)大きい声で一方的に『組合を結成した。』と、あまりにも非人道的、非常識な行動にあきれ、啞然としました。…入社まもないX3を先頭に会社には内密に、工場長の耳に入らないよう姑息な、真実でない事を巧妙に言い加入させられた少数の賛同者でJAM、千葉連合(共産党?)と組んで、健全なわが社、Y1を代表とする五十畑鋼管に混乱と不安を与え、大変な迷惑と損失が発生しました。自称、組合と称している少数社員のみであれば、事件として取扱いしなかったのですが、JAM、千葉連合(共産党?)を全面に出しているので、会社の対応としても、日本の最高弁護士と思われる労働問題専門の弁護士の先生を選任しました。…今後、発生する弁護士費用、法廷裁判闘争費用、そして現在、労働時間内にもかかわらず自分の持ち場を放棄し、取引先に対して納期クレーム、取引中止を発生させ、会社に与えた損失これらすべての不利益を保証してもらう多大な賠償金を、X3、X2、X10、X9、X7他に、今後、発生する費用の請求を…弁護士と準備していく所存でございます。」

なお、この中で、Y4本部長は、既に弁護士を選任しているかのように記載しているが、会社は、この文書が作成された時点では、まだ弁護士を選任していなかった。

4 工場閉鎖に関する会社の方針

14年2月20日午後1時半頃、X2らは、Y5工場長の工場閉鎖等の前記発言について、Y4本部長に抗議した。この時、Y4本部長は、市川工場については、経営環境や合理化の点で前から閉鎖を考えていたものであると述べた。しかし、工場閉鎖については、本件申立時において、会社の正式な決定とはなっていなかった。

5 36 協定と組合脱退届

- ① 14 年 11 月 25 日、会社は、労働基準監督署より 36 協定締結等の是正勧告を受けた。そこで 12 月 2 日、会社は、市川工場において、36 協定締結に関して、従業員代表に X8 を選んだ。これに対して、組合は、組合を無視して従業員代表を選出したことについて抗議文を会社に提出した。
- ② 12 月 6 日の一時金についての団体交渉において、組合が改めて、X8 が従業員代表になったことに異議を述べたことから、会社は、X8、X4 ら 9 名の脱退届を会社が預かったままであり、X8 らの脱退届が組合に提出されていないことを知った。その後、会社は、脱退届を会社に出していた X8 らに対し、組合に出すよう説明して、これを返した。
- ③ 上記 9 名の脱退届は、本社勤務の 1 名と時期の異なる 1 名を除き、14 年 3 月頃に組合員から提出され、Y5 工場長が 12 月の 36 協定の問題が起きるまで預かっていた。Y5 工場長は、組合員からの脱退届を預かっていることを会社に対し報告していた。

6 本件救済申立て

14 年 2 月 27 日 JAM 千葉及び組合は、連名で、会社幹部らの一連の言動が、支配介入に当たるとして本件救済申立てを行った。当初の請求内容は、(1)14 年 2 月 17 日労働組合結成以降の組合からの脱退強要、組合組織の切崩しの禁止、(2)14 年 2 月 20 日の、市川工場を 5 月をもって閉鎖する旨の発言の撤回等であったが、組合は、15 年 6 月 12 日付けで、既に本件審査手続において主張し、疎明していた第 2、3(2)②の事実を含めて、第 1、2 のとおりに追加整理した。

第 3 判 断

1 会社幹部等の言動

(1) 申立人の主張

- ① 組合結成通告の翌日の 14 年 2 月 19 日から 26 日までの間に、Y2 取締役、Y3 取締役及び Y5 工場長は、組合員に対して組合加入の有無・真意を尋ねたり、解雇等の不利益を示唆したりして、組合からの脱退を慫慂した。会社の役員らが結成直後の組合員に対して、組合加入の有無・真意等を問い質すのは、組合に加入していることが不利益に働くことの不安感をあおる可能性のある行為であり、組合の運営に支配介入する行為である。
- ② また、2 月 20 日、Y5 工場長は、朝礼で組合の結成により市川工場が閉鎖されるなどと発言して、従業員の組合からの脱退を慫慂した。

(2) 被申立人の主張

- ① 会社は、従業員の内の誰が労働組合に加入したのかも分からず、また、労

働組合に対してどのように対応すべきかも分からなかった。そのために、会社は、従業員らに対して、「組合に加入したのか。」、「会社の話も聞いてほしい。」と率直に述べたのであり、従業員らに圧力をかけて組合からの脱退を強要する意図等は全くなかった。また、会社は、従業員らに対して組合からの脱退を勧めるような発言もしていない。

また、61歳の組合員X7に対するY2取締役の発言は、普通、一般的に60歳で定年という会社が多いが、従業員が働く意思と丈夫な体を持っていれば、仕事ができなくなるまで会社にいさせようというような気持ちがあるという意味で述べたまでで、会社はそれまで定年だと口に出して言ったことはないし、X7に対して組合をやめるようにという趣旨の話はしていない。

- ② Y5工場長は、突然の労働組合結成という事態に驚き、朝礼の場で、「自分に自信がなくなった。」、「市川工場は5月頃に閉鎖したい。」、「組合に入った者は名前を教えてほしい。」と率直に述べた。Y5工場長には、従業員らあるいは組合を恫喝する意図等は全くなかった。同人は、会社と従業員らを心から愛するが故に、率直に胸の内を吐露したのである。

なお、市川工場を閉鎖するという事は、会社が正式に決定したことではない。

(3) 当委員会の判断

- ① 14年2月19日から26日までの間に、会社役員及びY5工場長が、組合役員及び公然化していない組合員に対して、組合加入についての「本当の気持ち」、「心境」及び「自分の意思」で加入したのかどうか等を尋ねている(第2、3(1)①ア、イ、エ、同(2)①、同(3)①)。また、61歳のX7に対して会社は、定年の話を持ち出し、あえて組合加入は自分で判断するようにと述べている(第2、3(1)①ウ)。

さらに、Y2取締役及びY5工場長は、組合加入を質す言動とともに、未だ決定されていない市川工場の閉鎖あるいは賞与の不支給、人員削減をも示唆している(第2、3(1)①エ、同(3)②、同(3)①ア)。

- ② 上記のY2取締役、Y3取締役及びY5工場長の言動は、組合が会社に組合結成通告を行った翌日から同人らが工場に赴き、また、組合員を呼び出すなどして短期間に集中的に行っていたのであるから、会社が意図的にこれを行ったとみざるを得ない。

他方、上記言動は、直接組合からの脱退を慫慂するものではないものの、組合員であることが判明している組合役員に対してさえ、自分の意思で入ったのかと質し、公然化していない組合員に対しては組合加入を自分で判断す

るように述べるなど、組合結成を好ましからざるものとする会社の認識が明らかにみてとれるものである。

加えて、この一連の言動の中で、会社は、61歳の組合員に対して定年の話を持ち出したり、市川工場の閉鎖及び労働条件の変更の可能性にも言及している。このことから、組合結成ないしは組合加入が、会社による組合員の労働条件の変更等をもたらすかのような不安感を組合員に醸成するであろうことは、容易に推認できる。

- ③ そして、Y5 工場長が X8 らの組合からの脱退届を預かっていた事実(第 2、5③)も、会社が組合員の脱退に関与していたことを示すものである。
- ④ 結局、組合は従業員である 8 名の組合役員を会社に通知しており(第 2、2(4))、その時点で、会社は従業員が加入する労働組合が結成されたことを了知していたのであるから、会社役員及び Y5 工場長らが組合役員を含む組合員に対して組合加入の有無を質すなどした言動は、組合結成直後の不安定な時期に、組合員の不安感をあおったり、不利益を示唆することにより、組合からの脱退を企図した行為と判断せざるを得ない。したがって、会社役員らの言動は、組合の組織及び運営に対する支配介入に当たる。

2 Y4 本部長による文書の配付

(1) 申立人の主張

Y4 本部長は、14 年 2 月 26 日午後 5 時頃、組合を誹謗し、組合役員に対する損害賠償の請求等の不利益に言及するなど会社の組合敵視の姿勢を露わにした「社員の皆様へ」という文書を従業員に配付し、組合の運営に支配介入した。

(2) 被申立人の主張

Y4 本部長は、①2 月 20 日に JAM 千葉の X16 副書記長と本社で対面したときの印象から強烈な不安と衝撃を感じた、②JAM 千葉とはどういう組織なのか、全然わからず恐怖と不安が日々増大していた、③2 月 22 日午後 4 時頃、市川工場に赴いた時、工場の雰囲気、空気が今までになく暗く重い感じを受け、数人に声をかけ話を聞いたら、不安と心配で仕事が手につかないと言う声が多かった、という理由で、早く安心して仕事ができるようにと思い、会社と従業員の将来を案じて文書を作成・配付したに過ぎない。

(3) 当委員会の判断

Y4 本部長の作成した文書(第 2、3(4))について、会社は、従業員の不安を払拭し、安心して仕事ができるようにするために作成・配付したと主張する。

しかしながら、当該文書は、組合結成の際の組合幹部の行動や結成通告時の組合の態度を殊更に問題視し、「目つきの悪い知らない人を伴い本社に入って

きて恫喝する(脅かす)大きい声で一方的に『組合を結成した。』と、あまりにも非人道的、非常識な行動…。」「入社まもない X3 を先頭に会社には内密に、工場長の耳に入らないよう姑息な、真実でない事を巧妙に言い加入させられた少数の賛同者で JAM、千葉連合(共産党?)と組んで、健全なわが社、Y1 を代表とする五十畑鋼管に混乱と不安を与え、大変な迷惑と損失が発生しました。」といった組合に対する嫌悪の感情や批判的な立場を露わに表現している。また、未だ弁護士が選任されていないにもかかわらず、組合結成により組合幹部が会社を与えたとする損害の賠償問題を弁護士と相談中であるかのような記述がある。そして、この文書は、非組合員であると会社が考えた従業員に対して配られていることから、組合の組織拡大を阻止する意図の下に作成されたものとみざるを得ない。

以上のように、上記文書は、会社の組合に対する嫌悪の感情や批判的な立場を露わに表現しており、組合の組織拡大を阻止する意図の下に作成・配付されたのであるから、Y4 本部長の上記行為は、組合の組織及び運営に対する支配介入に当たる。

3 X3 に対する言動

(1) 申立人の主張

14 年 2 月 19 日午後 1 時 40 分頃、Y2 取締役は、市川工場で X3 を食堂に呼んで、「組合と会社とどっちを信頼しているんだ。」「まだ入って何年もたっていないお前に何がわかるのだ。」と述べ、また、2 月 26 日、同取締役は、組合の用事で電話をかけてきた X3 に対して、「仕事の話か、組合の話か、組合の話? おまえは組合のことを俺と話そうともしないくせに、ばかやろう、会社も会社なりに動いているんだから覚悟しているよ。」等と恫喝して、支配介入を行った。

(2) 被申立人の主張

2 月 19 日の Y2 取締役と X3 との話は、組合の結成通告の中にユニオンショップ協定書案等もあり、これは大変なことになったと危機感を覚えた同取締役が、X3 から話を聞こうと考え市川工場に赴いたところ、X3 は、「JAM の人がいないと話ができない。」と言い、「話をするなら、JAM の人を呼ぶ。連合の 76 万人と戦うのか。」と声を荒げたため、同取締役が、「やめろ。組合と会社の俺とどちらを信頼しているんだ。」と言って、X3 をたしなめたものに過ぎない。また、2 月 26 日の電話でのやりとりは、19 日の X3 の発言を受けて、「組合のことを俺と話そうともしないくせに、ばかやろう、勤務時間中に組合の話を持ち込むな。」とは言ったが、「会社も会社なりに動いているんだから覚悟しているよ。」等と

は言っていない。

(3) 当委員会の判断

Y2 取締役が市川工場に赴き、X3 を呼び出し、前記(第 2、3(1)②ア) 認定の言動を行った頃は、確かに同取締役も X3 も互いに組合運動や組合運営に不慣れであったとは考えられる。しかし、Y2 取締役が、組合の書記長である X3 に対して、組合と会社とどちらを信用するのか、会社に入ってから何年も経っていないおまえに何がわかるのかと強い口調で述べたことは、同取締役がわざわざ市川工場に出向いて行った言動であり、その内容が組合を軽視するものであると同時に、明らかに X3 の組合活動をけん制するものであるといわざるを得ない。

また、会社は、Y2 取締役の X3 に対する「会社も会社なりに動いているんだから覚悟しているよ。」との発言を否定しているが、X3 が 2 月 19 日に同取締役からの組合に関する話を断った経緯(第 2、3(1)②ア)からすれば、逆に X3 が同取締役に組合に関する話を持ちかけたことへの反発があったと考えられる。加えて、Y4 本部長が X3 らに対する損害の賠償請求の準備を行うとの法的措置の検討を匂わせる内容を記載した文書を配付した時期と重なることを考えると、Y2 取締役は、X3 に対して前記(第 2、3(1)②)のとおり、上記発言を行ったと認めるのが相当である。そして、Y2 取締役の上記言動は、X3 個人の組合活動のみならず、組合の活動そのものへのけん制ということができる。

そうすると、Y2 取締役の言動は、会社が主張するように X3 をたしなめたなどというに止まらず、X3 の組合活動をけん制し、組合の影響力を抑制するためになされたものであるというべきであるから、組合の組織及び運営に対する支配介入に当たる。

4 Y3 取締役の組合大会への働きかけ

(1) 申立人の主張

6 月 1 日頃、Y3 取締役は、Y6 工場長(当時非公然の組合員)に対して、6 月 2 日に行われる組合の大会に話が及び、「Y6(同工場長)は 6 月 2 日の大会に行くのか。」「おまえから皆に行かないように言ってこいよ。」と発言し、組合の組織及び運営に対する支配介入を行った。

(2) 被申立人の主張

5 月 31 日、給与支給の用務で古河工場を訪れた Y3 取締役は、Y6 工場長に「6 月 2 日に夏期一時金についての大会があるようだが、Y6 同工場長)は行くのか。」と尋ねたところ、同工場長は、「野球の試合がありますから、行きません。」と答えた。Y6 工場長に対して、大会に出ないように皆に働きかけるよう指示したことはない。

(3) 当委員会の判断

組合大会の話について、会社は、Y3 取締役が、「6 月 2 日に夏期一時金についての大会があるようだが、Y6(Y6 工場長)は行くのか。」と同工場長に尋ねただけだと主張している。しかし、当時組合員であることを公然化していなかった Y6 工場長に対して、Y3 取締役が、組合大会に行くのかと尋ねるその動機が不自然であり、むしろ、既に Y5 工場長が組合員の脱退届を預かっていたように、会社が組合員の組合からの脱退に関与していた事実も併せ考えれば、前記(第 2、3(2)②)のとおり、同取締役は、同工場長に対して、組合大会に行かないように工場の他の従業員に言えという発言を行ったと認めるのが自然である。

そうすると、Y3 取締役の言動は、同取締役が Y6 工場長を介して、組合員の組合大会への参加を妨害あるいは阻止しようとしたものというべきであるから、組合の組織及び運営に対する支配介入に当たる。

第 4 法律上の根拠

以上の次第であるから、会社が、会社役員らの言動により、組合員らに対し、組合脱退等を働きかけたり、組合を誹謗する文書を配付するなどした行為は、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する。

よって、労働組合法第 27 条の 12 及び労働委員会規則第 43 条を適用して主文のとおり命令する。

平成 17 年 2 月 1 日

東京都労働委員会

会長 藤 田 耕 三 ⑩